教職員の給与のあらまし

①教職員給与のしくみ

教職員の給与については、一般の地方公務員と同様に、「地方公務員法」により、職員の職務と責任に応じ、生計費や、国、他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給与等を考慮して、条例で定めた種類や額の給与が支給されております。このうち教員については、教員特有の職務や勤務態様の特殊性が考慮され、昭和４６年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、時間外勤務手当の代替措置として教職調整額を支給する等の措置が講じられております。

また、教員に優れた人材を確保し、義務教育水準の維持向上を図ることを目的に、昭和４９年に制定された「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」により、一般の公務員の給与水準に比較して優遇措置が講じられております。

教　職　員　の　給　与　体　系

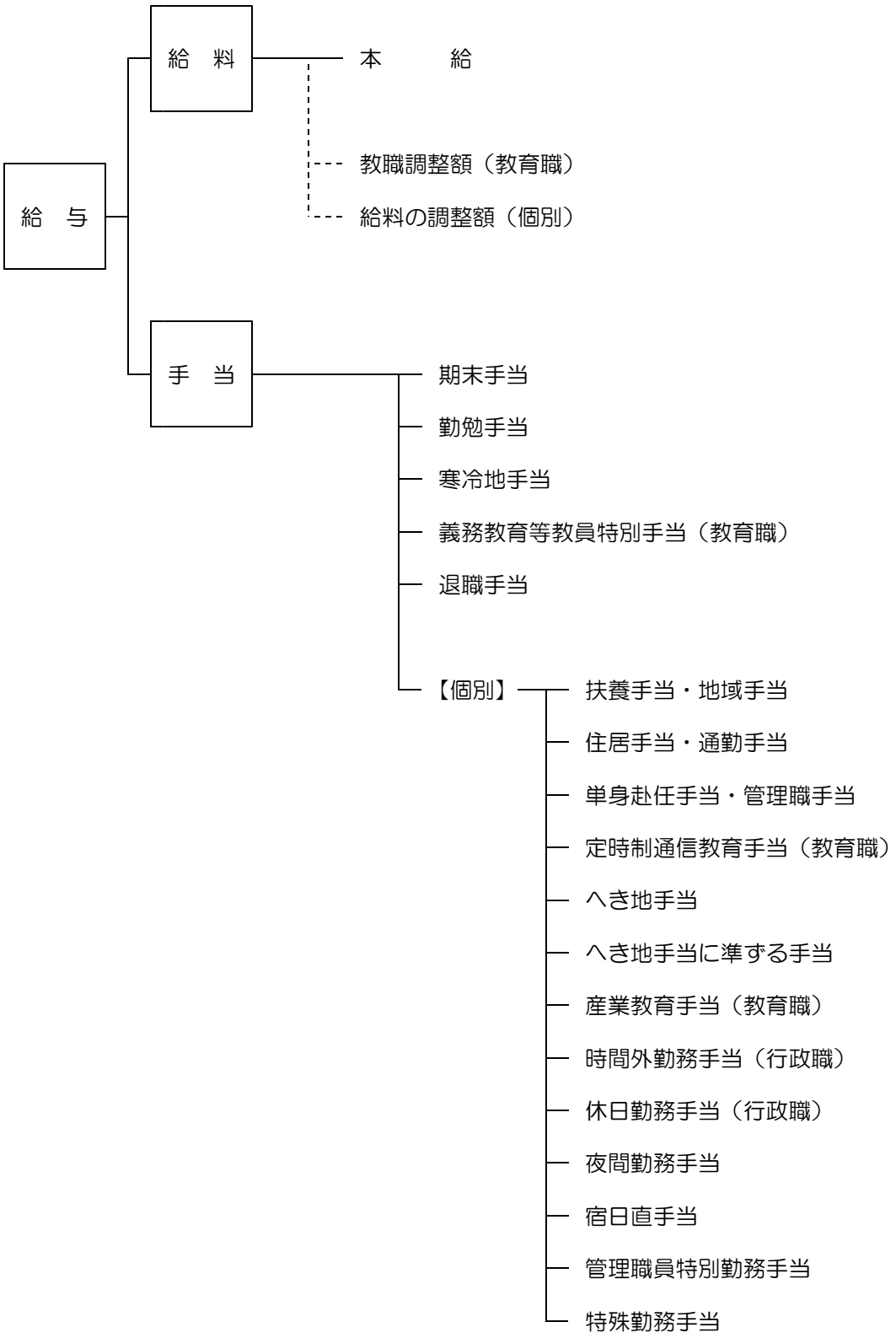
給　与
給　料
本　　給
教職調整額（教育職）
給料の調整額（個別）
手　当
期末手当
勤勉手当
寒冷地手当
義務教育等教員特別手当（教育職）
退職手当
【個別】
扶養手当・地域手当
住居手当・通勤手当
単身赴任手当・管理職手当
定時制通信教育手当（教育職）
へき地手当
へき地手当に準ずる手当
産業教育手当（教育職）
時間外勤務手当（行政職）
休日勤務手当（行政職）
夜間勤務手当
宿日直手当
管理職員特別勤務手当
特殊勤務手当

教職員給与の状況

給　　与	内　　容
給　　料	・職員の職種に応じ、 ①教育職給料表（中・小）　②教育職給料表（高校）　③行政職給料表　④医療職給料表 をそれぞれ適用
教職調整額	・教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）に支給　　支給額　給料月額の4%
給料の調整額	・特別支援学校の教育職員 ・特別支援学校の看護師 ・小・中学校の特別支援学級等を担当する教育職員 ・児童自立支援施設において、教育に直接従事すること本務とする職員 に対し、職及び職務の級に応じて支給（8,000円～16,375円の範囲で支給）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①　配偶者　13,000円 ②　扶養親族である子・父母等　　6,500円 （配偶者を欠く場合　　１人について 11,000円） ③　15歳に達する日以後の最初の４月１日から22歳に達する日以後最初の３月31日までにある子 １人 5,000円加算
地域手当	民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して次の地域に在勤する職員に支給 ①　支給額　（給料の月額＋扶養手当＋管理職手当）×支給割合 ②　支給地域、級地及び支給割合 札幌市3/100、東京都特別区18/100、大阪市15/100、名古屋市12/100
住居手当	自ら居住するために住宅を借り受けた職員等に支給 ①　借家等の場合 ア　月額23,000円以下の家賃の場合　家賃の月額－12,000円 イ　月額23,000円を超える家賃の場合　（家賃の月額－23,000円）÷２＋11,000円 ※（16,000円限度） ②　単身赴任手当が支給される者で配偶者等が居住する借家等の場合　上記①により算出した額×1/2
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員等に支給 ①　普通交通機関等の利用者　１箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給 ②　自動車等使用者　通勤距離に応じて2,000円から29,300円の範囲内で支給（片道２㎞以上に限る） ③　特別急行列車等利用者　特別料金等の額の２分の１（１箇月当たりの限度額20,000円）に、①から②までの額を加えて支給
単身赴任手当	異動等に伴い、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に支給 支給額　23,000円＋加算額 （加算額は職員の住居から家族の住居までの距離に応じ、6,000円から45,000円の範囲内）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定する職にある者に支給 支給額　給料表の別並びに職務の級及び職の区分に応じて定めた額 （校長65,800円～79,600円　副校長66,200円　教頭54,700円～66,200円　事務長46,300円～66,400円の範囲で支給）
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教員に支給 ①　支給額　給料月額×支給割合 ②　支給割合　ア　夜間定時制　8/100（管理職手当受給者 6/100） イ　通信制　6/100（管理職手当受給者 4/100）
へき地手当	へき地学校及びへき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給 ①　支給額　（給料の月額＋扶養手当）×支給割合 ②　支給割合　５級地25/100、４級地20/100、３級地16/100、２級地12/100、１級地 8/100、へき地学校に準ずる学校 4/100
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校で人事委員会の指定する学校（共同調理場を含む。）に異動し、住居を移転した職員に支給 ①　支給率　（給料の月額＋扶養手当）×支給割合 ②　支給割合　３年間　4/100（人事委員会の定める条件に該当する場合は６年間で、５年まで4/100、６年目2/100）
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教員、実習助手に支給 支給額　給料月額×8/100（定時制通信教育手当受給者 4/100）

手　当　名	内　　容	
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（管理職員及び教育職員を除く。）に支給 ①　支 給 額　勤務１時間当たりの給与額×支給割合×勤務時間数 ②　支給割合　125/100～175/100の範囲で支給	
休日勤務手当	祝日法による休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（管理職員及び教育職員を除く。）に支給 支給額　勤務１時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員に支給 支給額　勤務１時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 ①　宿直・日直　　2,100円～6,300円の範囲で支給 ②　寄宿舎等の宿日直　3,600円～10,800円の範囲で支給	
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務する管理職員に支給 支給額　勤務１回につき6,000円～12,750円の範囲で支給	
期末手当	６月１日及び12月１日にそれぞれ在職する職員に支給 ①　支給率　ア ６月１日　122.5/100、イ 12月１日　137.5/100 ②　期間率　６月１日又は12月１日以前６月以内の在職期間に応じて 30/100～100/100	
勤勉手当	６月１日及び12月１日にそれぞれ在職する職員に勤務成績に応じて支給 ①　成績率　135/100以下の範囲で教育委員会が定める割合 ②　期間率　６月１日又は12月１日以前６月以内の勤務期間に応じて 0/100～100/100	
寒冷地手当	毎年11月から翌年３月までの各月の初日において北海道に在勤する職員に支給 支給額　地域の区分及び世帯等の区分に応じた額（11月から翌年３月まで各月8,500円～26,060円）	
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給 支給額　職務の級及び号俸の別に応じて定めた額 (校長6,800円～8,000円　副校長5,100円～7,500円　教頭4,200円～7,500円 主幹教諭3,500円～7,300円　その他職員2,000円～7,100円の範囲で支給）	
特殊勤務手当	多学年学級担当手当	小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程において、２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員に支給 支給額（月額）２の学年 6,090円 ３の学年 7,350円
	通信教育指導手当	通信教育における次の業務に従事した職員（高等学校の通信教育に従事することを本務しない職員に限る。）に支給 ①　学習報告書の添削指導　添削した学習報告書１通 130円 ②　面接指導　１時間 2,800円 ③　通信教育協力校において通信制課程を置く学校の統括のもとに行う指導 月額 18,200円
	舎務手当	舎監として、学校の寄宿舎における児童（幼児を含む。)又は生徒の教育及び当該寄宿舎の管理の業務に従事した職員に支給　支給額　月額 3,900円
	兼務手当	全日制又は夜間定時制での勤務を兼務している者が兼務校で授業若しくはその補助を行った場合に支給　支給額　１時間 2,800円
	農業水産実習指導手当	本務以外に高等学校における農業又は水産に関する学科の生徒の宿泊を伴う実習の指導に従事した教員又は実習助手に支給　支給額　勤務１回 6,800円
	教育業務連絡指導手当	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等に支給 支給額　日額 200円
	介護業務手当	特別支援学校に勤務する職員で、児童又は生徒の介護の業務に従事した職員（給料の調整額受給者を除く。）に支給　支給額 日額 250円（４時間未満150円）
	教員特殊業務手当	次の業務に従事した教員等（校長、教頭を除く。）に支給 ①　非常災害時等の緊急業務　日額 6,400円～12,800円 ②　修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 日額 3,400円 ③　対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの　日額 3,400円 ④　部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの（業務に従事した時間が引き続き４時間以上程度） 日額 2,400円

②教職員給与の現況

○人件費縮減について

道では、平成11年度から管理職手当及び期末・勤勉手当を、平成15年度から給料月額を縮減していますが、厳しい財政事情にかんがみ、引き続き平成24年度からの３年間の縮減措置を行っています。また、国から国家公務員と同様の給与縮減措置を講ずるよう要請があったこと及び地方交付税の減額が行われたことから、平成25年７月から平成26年３月までの間について更なる縮減措置を行っています。

<table>
<tr><th rowspan="3">区　分</th><th colspan="6">縮　減　の　状　況</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">職員の区分</th><th colspan="4">期　　間</th></tr>
<tr><th>Ｈ２４</th><th colspan="2">Ｈ２５</th><th>Ｈ２６</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4～6月</td><td>7～3月</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">給料の縮減</td><td rowspan="2">管理職員</td><td>管理職手当の区分３種の校長</td><td>9.0%</td><td>9.0%</td><td>9.77%</td><td>9.0%</td></tr>
<tr><td>上記以外の管理職員</td><td>9.0%</td><td>8.7%</td><td>8.70%</td><td>8.4%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般職員</td><td>下記以外の一般職員</td><td>4.8%</td><td>4.5%</td><td>7.15%</td><td>4.2%</td></tr>
<tr><td>30歳以下の一般職員</td><td>4.0%</td><td>4.0%</td><td>4.77%</td><td>4.0%</td></tr>
<tr><td>管理職手当の縮減</td><td colspan="2">管理職員</td><td colspan="4">20%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">期末・勤勉手当の縮減</td><td>管理職員</td><td>役職段階別加算率10%以上</td><td>1/3（①）</td><td colspan="2">9.77%(②)</td><td>1/3（①）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一般職員</td><td>役職段階別加算率15%</td><td rowspan="3">1/4（①）</td><td colspan="2">9.77%(②)</td><td rowspan="3">1/4（①）</td></tr>
<tr><td>役職段階別加算率10%</td><td colspan="2">8.20%(②)</td></tr>
<tr><td>役職段階別加算率 5%</td><td colspan="2">4.60%(②)</td></tr>
<tr><td>役職段階別加算率なし</td><td colspan="4">減額なし</td></tr>
<tr><td colspan="6">①平成24年度、平成25年６月期及び平成26年度は算出基礎額から役職段階別加算額の上記割合に相当する額を減額
②平成25年12月期は①によらず、期末手当及び勤勉手当の支給額から上記割合に相当する額を減額</td></tr>
</table>

（注）・管理職員は管理職手当を受ける職員です。

○教職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
教育職（中小）	３５５，１８８ 円	３９６，０７４ 円	４２．７歳
教育職（高校）	３６４，０２１ 円	４００，３７６ 円	４３．６歳
一般行政職	３３２，２３２ 円	３７６，３３９ 円	４５．４歳

（注）・教育職の給料月額は、教職調整額を含めたものです。
・平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当、へき地手当及び寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。
・金額はすべて、給料月額等の縮減措置後の額です。
・一般行政職は北海道教育委員会の職員だけでなく、一般行政職である北海道職員すべてを含んでいます。

○教職員の初任給と経験年数別平均給料月額（平成24年4月1日現在）

区　分		初　　任　　給	経験年数別平均給料月額		
			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
教育職（中小）		192,800 円（200,512 円）	294,795 円	348,140 円	376,490 円
教育職（高校）		192,800 円（200,512 円）	295,381 円	348,476 円	383,409 円
一般行政職	大卒	165,312 円（172,200 円）	246,658 円	294,713 円	346,766 円
	高卒	134,496 円（140,100 円）	207,508 円	253,326 円	301,093 円

（注）・教育職の給料月額は、教職調整額を含めたものです。
・金額は、（　）内を除き、給料月額等の縮減措置後の額です。
・（　）内は、給料月額の縮減措置前の額です。
・一般行政職は北海道教育委員会の職員だけでなく、一般行政職である北海道職員すべてを含んでいます。